**第七十五条の五**　法第九十五条の二第二項の規定による同意を得る場合には、第九条第一項及び第三項の規定を準用する。この場合において、同条第一項中「同条第一項の一定の地域内にある土地につき法第三条に規定する資格を有する者及び法第五条第四項の農用地外資格者」とあるのは「法第九十五条の二第二項に規定する変更後の土地改良事業計画に係る土地改良事業の施行に係る地域内にある土地につき同項に掲げる権利を有する者」と、同条第三項中「法第五条第二項」とあるのは「法第九十五条の二第二項」と読み替える。

**第七十五条の六**　（略）

2　法第九十五条の二第三項において準用する法第四十八条第四項の規定による同意を得る場合には、法第九十五条の二第一項の規定による変更により新たに当該土地改良事業の施行に係る地域の一部となる地域内にある土地につき法第五条第七項に掲げる権利を有する者及びその変更によりその変更後のその土地改良事業の施行に係る地域に該当しないこととなる地域内にある土地につき同項に掲げる権利を有する者から書面又は電磁的方法による同意を得なければならない。

3　前項の規定により同意を得る場合には、法第九十五条の二第二項の規定により公告した事項を記載した書面又は電磁的記録を添付しておかなければならない。

**第七十六条の五**　法第九十六条の二第二項及び第三項の規定による同意を得る場合には、第九条の規定を準用する。この場合において、同条第一項及び第二項中「法第五条第四項」とあるのは「法第九十六条の二第三項」と、同条第三項中「法第五条第二項」とあるのは「法第九十六条の二第二項」と読み替えるものとする。

**第七十六条の十二**　法第九十六条の三第二項及び第三項の規定による同意を得る場合には、第九条の規定を準用する。この場合において、同条第一項中「同条第一項の一定の地域内にある土地」とあるのは「法第九十六条の三第二項に規定する変更後の土地改良事業計画に係る土地改良事業の施行に係る地域内にある土地」と、同条第一項及び第二項中「法第五条第四項」とあるのは「法第九十六条の三第三項」と、同条第三項中「法第五条第二項」とあるのは「法第九十六条の三第二項」と読み替えるものとする。

（農業委員会の交換分合計画の決定手続）

**第七十七条**　法第九十七条第一項の規定による同意を得る場合には、左に掲げる事項を明示して書面又は電磁的方法による同意を得なければならない。

一～四　（略）

2　（略）

**第七十八条**　法第九十七条第一項の規定による請求をするには、その請求書に前条第一項の同意があつたことを証する書面を添付しなければならない。

2・3　（略）

別記様式第二号中「・㊞」を削る。

別記様式第三号中「㊞」を削る。

（獣医師法施行規則の一部改正）

**第五条**　獣医師法施行規則（昭和二十四年農林省令第九十三号）の一部を次のように改正する。

第五号様式中「㊞」を削る。

---

**第七十五条の五**　法第九十五条の二第二項の規定による同意を得る場合には、第九条第一項前段及び第二項の規定を準用する。この場合において、同条第一項前段中「同条第一項の一定の地域内にある土地につき法第三条に規定する資格を有する者の総数及び法第五条第四項の農用地外資格者の総数」とあるのは「法第九十五条の二第二項に規定する変更後の土地改良事業計画に係る土地改良事業の施行に係る地域内にある土地につき同項に掲げる権利を有する者の総数」と、同条第二項中「法第五条第二項」とあるのは「法第九十五条の二第二項」と読み替える。

**第七十五条の六**　（略）

2　法第九十五条の二第三項において準用する法第四十八条第四項の規定による同意を得るには、法第九十五条の二第一項の規定による変更により新たに当該土地改良事業の施行に係る地域の一部となる地域内にある土地につき法第五条第七項に掲げる権利を有する者の総数及びその変更によりその変更後のその土地改良事業の施行に係る地域に該当しないこととなる地域内にある土地につき同項に掲げる権利を有する者の総数を記載した同意署名簿にこれらの者の署名（記名を含む。）及び押印を得なければならない。

3　前項の同意署名簿には、法第九十五条の二第二項の規定により公告した事項を記載した書面を添附しておかなければならない。

**第七十六条の五**　法第九十六条の二第二項及び第三項の規定による同意を得る場合には、第九条の規定を準用する。この場合において、同条第一項中「法第五条第四項」とあるのは「法第九十六条の二第三項」と、同条第二項中「法第五条第二項」とあるのは「法第九十六条の二第二項」と読み替えるものとする。

**第七十六条の十二**　法第九十六条の三第二項及び第三項の規定による同意を得る場合には、第九条の規定を準用する。この場合において、同条第一項中「同条第一項の一定の地域内にある土地」とあるのは「法第九十六条の三第二項に規定する変更後の土地改良事業計画に係る土地改良事業の施行に係る地域内にある土地」と、「法第五条第四項」とあるのは「法第九十六条の三第三項」と、同条第二項中「法第五条第二項」とあるのは「法第九十六条の三第二項」と読み替えるものとする。

（農業委員会の交換分合計画の決定手続）

**第七十七条**　法第九十七条第一項の規定による同意を得るには、左に掲げる事項を記載した同意署名簿に署名（記名を含む。）及び押印を得てしなければならない。

一～四　（略）

2　（略）

**第七十八条**　法第九十七条第一項の規定による請求をするには、その請求書に前条第一項の同意署名簿を添附しなければならない。

2・3　（略）